

「特定口座規定」の改定について

株式会社 但馬銀行（頭取 倉橋 基）は、税制改正等にもなう対応として、平成 26 年 1 月 1 日（水）から、下記のとおり「特定口座規定」を改定しますのでお知らせいたします。

記

一、改定の趣旨

- 平成 24 年度の税制改正をうけて、年間を通じて当行の特定口座内でのお取引の無かったお客さまに対する「特定口座年間取引報告書」の交付を省略させていただきます。
なお、年間を通じてお取引が無くても同報告書の交付をご希望される場合は、取引店にお申し出いただければ交付させていただきます。
- 平成 25 年度の税制改正により、「特定口座みなし廃止制度」が終了となるため、該当箇所を改定します。

二、新旧対称表

旧	新
<p>15.（特定口座年間取引報告書の送付）</p> <p>(1) 当行は、租税特別措置法の定めるところにより、「特定口座年間取引報告書」を作成し、翌年 1 月 31 日までにお客さまに交付します。</p> <p>なお、後記 17.（解約等）に基づき本契約が終了した場合には、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに「特定口座年間取引報告書」をお客さまに交付します。</p> <p>(2) 当行は「特定口座年間取引報告書」を 2 通作成し、1 通はお客さまへ交付し、1 通は所轄の税務署に提出します。</p>	<p>15.（特定口座年間取引報告書の送付）</p> <p>(1) 当行は、租税特別措置法の定めるところにより、「特定口座年間取引報告書」を作成し、原則として翌年 1 月 31 日までにお客さまに交付します。</p> <p><u>ただし、1 年間に配当受入または譲渡取引が無い等の一定の場合には、お客さまからの請求がある場合を除き、法令等の定めに従い交付を省略できるものとし</u>ます。</p> <p>なお、後記 17.（解約等）に基づき本契約が終了した場合には、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに「特定口座年間取引報告書」をお客さまに交付します。</p> <p>(2) 当行は「特定口座年間取引報告書」を 2 通作成し、1 通はお客さまへ交付し、1 通は所轄の税務署に提出します。</p>
<p>17.（解約等）</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、この契約は解約されます。</p> <p>お客さまが当行に対して「特定口座廃止届出書」を提出したとき。</p> <p><u>お客さまの特定口座において上場株式等の残高が無くなった日または当該特定口座に最後に上場株式等の配当等を受け入れた日のいずれか遅い日から 2 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該特定口座において上場株式等の保管の委託が行われなかったとき</u></p>	<p>17.（解約等）</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、この契約は解約されます。</p> <p>お客さまが当行に対して「特定口座廃止届出書」を提出したとき。</p> <p><u>（削 除）</u></p>

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> __ 「特定口座開設者死亡届出書」の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき __ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき __ この規定の変更にお客さまが同意されないとき __ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 	<ul style="list-style-type: none"> __ 「特定口座開設者死亡届出書」の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき __ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき __ この規定の変更にお客さまが同意されないとき __ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき

以 上

<p>商 号 等：株式会社 但馬銀行（登録金融機関）</p> <p style="text-align: center;">登録番号 近畿財務局長（登金）第14号</p> <p>加入協会：日本証券業協会</p>

<p>本件に関するお問い合わせ 但馬銀行 個人営業部</p> <p>0796-24-2180</p> <p>受付時間 / 平日 9:00 ~ 17:30</p> <p>（ただし、銀行休業日を除く）</p>
--